

現金給付(傷病手当金・出産手当金)の扱いについて

厚生労働省
保険局保険課

〔現金給付の取扱いに係る考え方〕

傷病手当金については、適切な給付水準の在り方について、広く被用者保険関係者の意見も伺いながら、引き続き検討。

なお、出産手当金については、少子化対策推進の観点等も踏まえ、慎重な検討が必要。

不正事案については、まずは、実態把握、取締の強化に最大限努力。協会、関係機関との連携を深め、制度運用実務を具体的に改善する。

(対応策)

詐病の疑いがある場合

地方厚生局による「医師等に対する国の質問調査権限」(健保法第60条)を適切に発動できるような実務改善
申請者の標準報酬月額の設定について疑いがある場合

適用徴収を担当する日本年金機構による事業所調査や「立入検査権限」(健保法第198条)を適切に発動できるような実務改善

詐取目的が判明した事案については、不正行為による不当利得としての保険給付返還(健保法第58条)

その上で、関係者の合意を得られる現実的かつ合理的な制度改正案についても、引き続き検討を進める。

〔社会保障審議会における意見の概要〕

12月4日の医療保険部会における理事長からの要望事項説明を受け、12月8日の同部会に論点を提示し審議。

- ・ 給付水準の在り方については、不正給付抑制の観点のみではなく、加入者の受診行動・出産行動への影響や少子化対策等との整合性等、十分な検討が必要。
- ・ 加入期間設定は種々の弊害も生じ得るので、不正受給防止対策そのものを強化すべき。